

『犬山里語記』の諸本について

日比野 晃

はじめに

一九世紀前半に肥田信易によって著わされた『犬山里語記』には現在のところわかっている自筆本が四本ある。それは、肥田家本(巻之二)(肥田家所蔵)・成瀬家本(1)(序・目録、巻之二・巻之十二)(成瀬家所蔵)・名古屋博物館本(巻之一・巻之十)(名古屋博物館所蔵)・旧市橋家本(巻之一・巻之十、拾遺)(犬山市教育委員会所蔵)である。

そして、写本としては小島由松写本(巻之二・巻之十一・拾遺)(肥田家所蔵)・近藤秀胤写本(巻之一・巻之十一・拾遺)(犬山市教育委員会所蔵)・間宮宗好写本(巻之一・巻之十・拾遺)・尾関孝太郎写本(序)(旧柴田家蔵)(犬山市教育委員会所蔵)・成瀬家所蔵写本(1)(巻之二)・成瀬家所蔵写本(2)(巻之一・巻之十一・拾遺)・国会図書館所蔵写本(巻之一・巻之十)・大島家所蔵写本(巻之二・巻之七・巻之九・巻之十一・拾遺)・西尾市岩瀬文庫所蔵写本(巻之二・巻之四・巻之十一・拾遺)・奥村定写本(巻之一・巻之十一・拾遺)(名古屋市立鶴舞図書館

所蔵)・名古屋市立東図書館(蓬左文庫)所蔵写本等がある。

また、謄写版刷りされたものが名古屋大学図書館・小牧高等学校図書館等に所蔵されている。

斯様に自筆本・写本が数多くあるのは、これが上梓されなかつたにもかかわらず、その内容が価値あるものであったからであろう。

しかしながら『犬山里語記』には、今のところ定本と云うべきものがない。

それは自筆本で全巻揃ったものがまだ発見されていないだけでなく、最初の原形が出来てからも、著者が他の識者の知つていないところを採り入れて、より良きものにしようとたびたび加筆・訂正し、何度も執筆したからでもあった。従つて、諸本が成立した順位と過程を求めることは意味あることである。

そこで本稿では自筆四本を中心に、その成立の経緯と関係を見てみるために、まず自筆四本の序と附言そして目録の比較実体を示し、次いで若干の考察を試みることにした。

一 自筆四本の表現比較

肥田家本(巻之二)をA、成瀬家本(1)(序・目録)をB、名古屋市博物館本(巻之二)をC、旧市橋家本(巻之二)をDとして、序から目次までの記述を原本の表記のまま(但し、現行の平仮名の字母が漢字の部分は平仮名にした)並列して比較すると次のようになる。(アルファベット上部の横線部分は自筆本三本以下の記載を示す)

A B C 犬山里語記序

D 序

- A 今を無可しにくら遍てし のふ能く佐のし のふさらめやと
- B 今をむ可しにくら遍てし のふのく佐能のし の者さら免や登
- C 今をむ可しにくら遍てし のふの草のし の者さらめやと
- D 今をむ可しに具ら遍てし のふのく佐のし の婦さら免や登
- A 紀の徒ら遊きのかき給ひし越つらく おも飛出亭 犬山の婦類事を
- B 紀のつら遊きのかき給ひし越つらく 思飛出亭 犬山のふ類ことを
- C 紀のつらゆきのかき給ひしをつらく 思飛出亭 犬山のふ類事越
- D 紀のつら遊きのかき給ひしをつらく おも飛出て犬山の婦類事を
- A 年丈多る人尔 予可少小より聞侍りしを筆とりかいつけて
- B 年丈多る人尔 予可少小よ李聞侍りしを筆とりかいつけて
- C 年丈多る人尔 予可少小よ李聞侍りしを筆とりかいつけて
- D 登し丈多る人尔 予可少小よ里聞侍りしを筆取かいつけ亭

A B C D 此冊尔残し侍らん

- A 婦類こと能今ハ式筋三すしの 物か多李となる事 む可しの
- B ふ類こと能今盤ふ多すし三すしの 物か多李となる事 む可しの
- C ふる事の 今ハ二春し三筋のものか多李となること む可しの
- D ふ累こ登農今盤式すし三すしのものか多李と成累こ登む可しの
- A 人のかいつけをき多類文もな个れ者 唯里人の 老多る可
- B 人のかいつけをき多る文もな个れ者 唯里人の 老たる可
- C 人の可いつけをきたる文もな个れ者 唯さと飛との老多る可
- D 人のかいつけをき多る文もな希れ者 唯里人の 老多る可
- A 稚き童尔言徒多へ聞つ多へし亭 とし経類ことの悲しさハ
- B 稚き童に言つ多へ聞つ多へし亭 とし経累こと能悲しさハ
- C 稚き童に言傳へ 聞つ多へして とし経る事能悲しさハ
- D 稚き童尔言傳 き、つ多へしてとしふることの悲しさハ
- A セんすへなく 正偽是非の弁義も撰ハ須 里語記登題し亭
- B C セんすへなく 正偽是非の辨義も撰ハ須 里語記と題して
- D セんすへなく 正偽是非の弁義も撰ハ須 里語記登題して
- A 今の事までも後の多よ李とならん事ハ 此冊を几上尔置亭
- B 今の事までも後のたよ李とならん事盤 此冊を几上に置亭
- C 今の事までも後の多よ李とならん事ハ 此冊を几上尔置て
- D 今能事までも後の多よ李とな羅んこ登盤 この冊を几上尔置亭
- A 可いつけ 猶も今をむ可しにくらへ亭後の物語とハな佐ん
- B 可いつけ 猶も今を無可しにくら遍て後の物か多李とハな佐ん
- C 可いつけ 猶も今をむ可しにくら遍て後のものか多李とハなさん

- D かいつけ 猶も今をむかしにくら遍て後の物語とハな佐ん
- A 文化十四年丁丑五月 信易 (印)⁽¹⁾
- B C 文化十四年丁丑五月 信易 (印)⁽²⁾
- D 文化十四年丁丑五月 信易 (印)⁽³⁾
- A B C D 附言
- A 一 尾張国丹羽郡 犬山之称号ハ産神尾綱根命之後胤
- B 一 尾張国丹羽郡稻木庄犬山之称号盤産神尾綱根命之後胤
- C 一 犬山の称号ハ産神尾綱根命之後胤
- D 一 尾張国丹羽郡 犬山の称号ハ産神尾綱根命之後胤
- A 若犬養の宿祢登申人 領主多る尔よるといふ
- B 若犬養宿祢と申人 領主多る尔よる登いふ
- C 若犬養の宿祢と申人 領主多累尔よるといふ
- D 若犬養の宿祢と申人代々領主多るによるといふ
- A 又犬山を乾山とかく事ハ間々これ有り
- B C 又犬山を乾山とかく事ハ間々これあり
- D 又犬山を乾山登かく事ハ間々これあり
- A 里語尔国の戌亥たる尔よつて 名つくと云 此説不詳
- B 里語尔国の戌亥多累尔よつて 名つくと云 此説不詳
- C 里語尔国の戌亥多るによつて乾と名つくと云 此説不詳
- D 里語尔国のいぬい多るによつて名つくと云 此の説詳ならず
- A 此地何そ国の乾ならんや
- B 此地何そ国の乾ならん
- C D 此地何そ国の戌亥ならんや

- A 乾之字義ハ玉姫命の御父神大荒田命同郡二の宮にましま須
- B 乾之字義者玉姫命の御父神大荒田命同郡二之宮尔ましま須
- C D 乾の字義ハ玉姫命の御父神大荒田命同郡二之宮尔ましま須
- A 其山より戌亥尔當り 爰によ類事志可り
- B 其御山より戌亥尔當りこ、尔よることしか李
- C 其山より戌亥尔當り こ、尔よる事志可り
- D 其山よ李戌亥に當り 爰による事し可り
- A D 一 犬山の名盤ふるし
- B C 一 犬山の名ハふるし
- A 新葉集尔見多る歌ニ 信濃より木曾路をハハるくとのほ里
- B 新葉集尔見多る歌尔 信濃より木曾路をハハるく登のほ里
- C 新葉集 見多る歌に 信濃より木曾路をハハるくとのほ里
- D 新葉集尔見多る歌尔 信濃より木曾路をハハるく登のほ里
- A C D 个るに 犬山といふ所よりなるミのうらへ出侍り个るとて
- B 个るに 犬山といふ所よりなるミのうらへ出侍り个累とて
- A B C おもひつ、希个る よミ人不知
- D おも飛つ、希个る よミ人不知
- A C 山路よりい楚への里尔个ふハ来てうらめつらしき旅衣哉と
- B 山路よりい楚への里尔个ふハ来てうらめつらしき旅衣哉と
- D 山路よりいそへの里尔个ふハ来てうらめつらしき旅衣哉
- A B 新葉集ハ弘化三年後醍醐天皇の皇子宗良親王撰せ給ひて
- D 新葉集ハ弘化三年後醍醐天皇の皇子宗良親王撰決給飛て
- A B 奏し給ふ といふ事有

- D 奏し給ふ と云事有
- A 此親王ハ即犬山を領知し給ふ君なり
- B 此親王ハ即犬山を領知し給ふ君也
- D 此親王ハ即犬山越領知し給ふ君なり
- A 此御歌も親王のよミ給ふ事なる歟
- B 此御歌も親王のよミ給ふ事歟
- D 此御歌もこの親王のよミ給ふ事なるよし聞侍る
- A 一 空海上人秘決抄尔ことし尾張国犬山といへる處能社尔詣ふて
- B 一 空海上人秘決抄尔ことし尾張国犬山登いへる處の社尔詣ふて
- C 一 空海上人秘決抄尔ことし尾張国犬山といへる處の社尔詣ふて
- D 一 空海上人秘決抄にことし尾張国犬山といへる處能社尔詣ふて
- A C かりの世の遍多てを見する木曾路川神も佛も同し流を
- B かりの世能遍多てを見する木曾路川神も佛も同し流を
- D かりの世の遍多てを見する木曾路川神も佛も同し流を
- A 此歌ハ岩倉三位様大隅守有定江御物語
- B 此歌ハ岩倉三位様前神主大隅守有定ニ御物語ありし由聞侍類
- C 此歌ハ岩倉三位殿大隅守有定江御物語リ
- D 此歌ハ岩倉三位様前神主大隅守有定江御物語有りし由聞侍類
- A 一 犬山と云事ハ いつれの御代尔や御城主寵愛之犬元旦尔
- B 一 犬山登云事ハ いつれの御代尔や御城主御寵愛の犬元旦に
- C 一 犬山といふ事ハいつれの御代尔や御城主寵愛し給ふ犬元旦尔
- D 一 犬山と云事ハ いつれの御代尔や御城主寵愛のいぬ元旦尔
- A C 生首を喰へ来る こ、尔よるともいへり
- B 生首を喰へ来る こ、尔よ累ともいへり
- D 生首を喰へ来る こ、尔よる登もいへ李
- A 予思ふる新葉集ハ文明以前な類遍し
- B 予思ふに新葉集ハ弘和之御撰集御城御築盤文明之ころなるへし
- C 予思ふる新葉集ハ文明以前なるへし
- D 予思ふに新葉集ハ弘和年の御撰
- A 御城主御代々といハ、文明以後の事なるへし 此説不詳
- B 御城主御代々様之内なら春 此説不詳
- C 御城主御代々といハ、文明以後の事なる遍し 此説不詳
- D 御城主代々ハ 文明以後の事な類へし仍而此説不取
- A (付箋) 似堂留古文在 現宮川弥兵衛祖父彈平之代 正月元旦 童の首
を犬のく王えて来ル事有 其首今猶宮川家ニ在 行て尋へし
都而心付之儘志る須 是非を云尔あら須 老婆心のミ
- A 一 犬山越飛山登言多る由 伊勢御師綿屋大夫廻旦帳尔
- B 一 犬山を飛山登言多る由 伊勢之御師綿屋大夫廻旦帳尔
- C 一 犬山を飛山と言多るよし 伊勢御師綿屋大夫廻旦帳尔
- D 一 犬山を飛山登言多るよし 伊勢御師綿屋大夫廻旦帳尔
- A 尾州丹羽郡飛山とかきつ多へ多るよしき、侍る
- B 尾州丹羽郡飛山とかきつ多へたるよしき、侍類
- C 尾州丹羽郡飛山とかきつ多へし由き、侍る
- D 尾州丹羽郡飛山と書記つ多え多るよしき、侍る
- C 一 御城を白帝城と詩作る人など書侍るもの見へ多り 何故尔此
名ある哉 思ふる曾水を蜀川尔なそらへ多る可水上尔錦織など、

云里の名も有希れハこ、尔よること歟

明應三年五月に津島天王の御社内尔社を建て御前大明神

A 一 犬山ハ中古親王之御領なる由申侍類

とあ可免奉類 今ハ神主屋縁地尔て天神之社と申奉類

B 一 犬山ハ中古親王 御領なる由申侍類

A 一 此集に今登可いつけ多るハ文化十四年尔筆取初る

C D 一 犬山ハ中古親王之御領なる由申侍類

B 一 此集尔今登可いつけ多るハ文化十四年尔筆とり始る

A 是ハ宗尊親王也 新葉集尔よミ人不知とあ類歌も此親王之御詠也

C 一 此集尔今とかいつけ多るハ文化十四年尔筆取初る

関東より犬山尔来らせ給ひて磯辺の里尔出給ふ いそへの里ハ知多郡誌崎之西南なる山中

D 一 此集に今登可いつけ多るハ文化十四年尔筆とり初る

(付箋) 南北朝之節宗良 一日宗尊 親王尹良親王良王主此御三代領

A C D 見る人 こ、を以てよミ給へ

知し給ふこと可 王主ハ薨去の後瑞泉寺殿と号須 同国

B 見給ふ人こ、尔よりてよミ給へ

津島の御社内御前大明神ハ此神廟也 薨去ハ瑞泉寺開基

A C 一 御當家様とかいつけ多るハ元和三年能御入城よりして

の頃尔て應永年間也 瑞泉寺御建立なる歟 瑞泉寺に其

B 一 御當家様とかいつけ多るハ元和三年の御入城よりして

傳記なし

D 一 御歴代之御事也

B 南北朝之節宗良 一日宗尊 親王尹良親王良王主此御三代の

A 御歴代之御事なり

領し給ふ事歟 王主ハ薨去の後瑞泉寺殿登號す 同国津

B 御歴代之御事なり

島の御社内御前大明神ハ此神廟也と云 薨去ハ瑞泉寺開

C D 御歴代之御事なり

基の頃尔て應永年間也 瑞泉寺御建立なる歟 瑞泉寺尔

A C 一 此集尔載る御家譜或ハ御高札之古文言其外十餘ヶ条ハ

其傳記なし

B 一 此集尔載る 御高札の古文言其外十餘りの事ハ

D 南北朝のころ宗良親王 一日宗尊 尹良親王良王主この御三代領知し

D 一 此集尔載る御家譜或ハ御高札の古文言其外十餘りのヶ条盤

給ふ

良王主明應元年三月五日尔薨し給ふ 御法号を瑞泉寺殿

A D 予可祖父寧栄の認置る事有り

と申奉類 此地青龍山瑞泉寺ハ應永廿一年開基尔て此員

B 予可祖父寧栄の認置多る事有り

の御時代なる遍し ゆへ尔瑞泉寺殿と申奉る哉 青龍山

C 予可祖父寧栄 認置る事あり

尔その謂も不傳 且つ此員ハ津島神主永宝の先祖なり

A これ尔近ころを補亭こ、に記須

尔その謂も不傳 且つ此員ハ津島神主永宝の先祖なり

B これ尔近ころを補て爰尔し累須

C これ尔近頃を補て こ、尔記須

- D 年経てむしの喰多るを持飛こ、に志る須
 D 文字の誤りハ よむ人勘弁し給へ
- A 一 神社佛閣武門之家尔ハ其家のふる事書志るし 代々尔
 B 一 神社佛閣武門之家尔ハそのふることをかき志るし代々に
 C 一 神社佛閣武門之家尔ハ其家の婦類事書志るし 代々尔
 D 一 神社佛閣武門之家尔ハ其家のふること書志るし 代々尔
- A 傳し事あれとも農工商の家尔ハ其事稀也
 B 傳し事あれとも農工商の家尔 其事稀也
 C 傳し事あれとも農工商の家尔ハその事稀也
 D 傳し事あれとも農工商の家尔ハ其事稀なり
- A 業越励多類人盤筆とる事なく 三味線雙六の遊稽尔三餘を樂む
 B 業を励ミ多る人盤筆とる事なく三味線雙六の遊稽尔三餘を樂む
 C 業を励多る人ハ筆取る事なく 三味線双六の遊稽尔三餘を樂む
 D 業を励多る人ハ筆とる事なく 三味線双六の遊稽に三餘を樂む
- A とも婦る事をしら須
 B とも婦累こと越しら須
 C ともふる事をしら須
 D とも婦累事をしら須
- A 剩遊稽ハ長して業越そこなひ故尔多くハ其家の大事を失ひ
 C 剩遊稽ハ長して業をそこなひ故尔多くハその家の大事を失ひ
 D 剩遊稽長して業越そこなひ故尔多くハ其家の大事を失飛
- A 多満く古ることを好むもの出多るともわ可家能
 B D 多満く古事を好むもの出多るとも わ可家の
- C 多満く古る事を好む飛と出多るとも わ可家の
 A B C D む可しをしら須
- A 漸旦那寺の過去帳を搜して先祖之忌月を知るは可李なり
 B 漸旦那寺能過去帳尔よりて先祖の忌月越し類は可李なり
 C 漸旦那寺の過去帳を搜して先祖の忌月をし累は可李なり
 D 漸旦那寺の過去帳を搜して先祖の忌月を知るは可りなり
- A 一 犬山盤ふるき地なれ者 千年尔餘り多る家も有なん
 B 一 犬山ハふるき地なれ者 千年に餘り多る家筋も有なん
 C 一 犬山ハふるき地なれ者 千年尔餘り多る家も有なん
 D 一 犬山盤ふるき地なれ者 千年尔餘り多る家も有なん
- A 左ハあれとも ふ類事を其家にしら須
 B 左ハあれとも ふる事を其家尔しらす
 C 左ハあれとも ふる事を其家尔しら須
 D 左ハあれとも ふ類事を其家尔しら須
- A D 予思ふる六七代も相続し多る家 今盤わ可れて五軒となる
 B 予思ふる六七代も相続したる家 今盤四五軒尔もわ可れ多り
 C 予思ふる六七代も相続し多る家 今ハわ可れて五軒となる
 A 其氏を尋ルに奴僕と成て 家氏をしら須
- B 其氏を尋る尔奴僕と成て わ可氏を不知
 C 其氏を尋尔 奴僕となつ亭家氏をしら須
 D 其氏を尋る尔奴僕と成て 家氏を不知
- A C 紋ハ丸尔立沢瀉をむ可しより定紋と須といふ
 B 紋ハ丸尔立沢瀉をむ可しより定紋とすといふ

- D 紋ハ丸立沢瀉をむ可しより定紋とすと云
- A かくのこことくの事也
- B かくのこことの事なり
- C かくの如く事也
- D かくのこことの事也
- A C 富貴貧賤ハ其世代尔よ累もの也
- B 富貴貧賤ハ其世代尔よるもの也
- D 富貴貧賤盤其世代尔よ累ものなり
- A C こ、尔不抱して先祖の家譜ハ正し度もの可ハ
- B こ、に不抱して先祖の家譜ハ正し度ものなり
- D こ、に不抱して先祖の家譜盤正し度もの可ハ
- A D む可しの大家も一度困窮すれ者工商の癖として是をいやしミ
- B む可しの大家も一度困窮すれ者工商の癖として是をいやしミ
- C 昔の大家も 一度困窮すれ者工商の癖とし亭是をいやしミ
- A 農工商尔て三代之貧乏ハ終尔奴僕と成て星霜を送る事悲む遍し
- B 農工商尔て三代之貧乏ハ終尔奴僕と成て星霜を送る事悲むへし
- C 農工商尔て三代之貧乏ハ終尔奴僕と成て渡世須 星霜を送る事悲む遍し
- D 農工商尔て三代之貧乏ハ終尔奴僕と成て星霜を送る事悲むへし
- A 一 其家尔よりふること能記録を持つ多え侍類人もあり
- B 一 其家尔よりふる事の 記録を持傳侍る人も有
- C 一 其家尔よりふる事能 記録をもちつ多へ侍る人もあり
- D 一 其家尔よりふ累事の 記録を持つ多え侍類人もあり

- A こ、尔よら者正直なるふ累事もし類へし
- B こ、によら者正直なる婦類ことも志る遍し
- C こ、尔よら者正直なるふ類事を知る遍し
- D こ、尔よら者正直なる婦類事もし類へし
- A 左ハあれとも其家の世主により わ可思ふまゝに舊記を
- B 左ハあれとも其家の世主尔より わ可思ふ儘に舊記を
- C 左ハあれとも其家の世主尔よりてわ可思ふまゝに旧記を
- D 左盤あれとも其家の世主により わ可思ふまゝに舊記を
- A B こしらへて子孫尔傳る事見へ侍る
- C こしらへ亭子孫尔傳る事見へ侍る
- D こしらへ 子孫に傳る事見へ侍累
- A C 故尔こ、尔もよら須 唯里人の口つ多え尔して残し侍る事を
- B 故にこ、尔もよら須 唯里人の口つ多え尔して残し侍る事越
- D ゆへ尔こ、尔不依 唯里人の口つ多え尔して残し侍る事を
- A 此集尔とむ類のミ 信易 (印)⁽⁵⁾
- B 此集尔とむ類のミ 信易 (印)⁽⁷⁾
- C 此集尔とむ類のミ 信易 (印)⁽⁹⁾
- D 此集にとむ類のミ 遊市堂主人 (印)⁽¹¹⁾
- A B C D 犬山里語記 目録 (印)⁽¹²⁾
- A B D 卷之一 産社并別宮撰社 附り産神祭禮式
- C 卷之一 産社并別宮撰社 附り産社祭禮式
- A D 卷之二 諸神社 附り神主神人家陰陽師

- B 卷之二 犬山諸神社 附り神主社人家陰陽師
- C 卷之二 犬山之諸神社 附り神主社人家陰陽師
- A D 卷之三 御城主記 附り御家譜
- B 卷之三 御城主記
- C 卷之三 御城主記并御家譜
- A D 卷之四 諸寺院 附り御朱印御證文
- B 卷之四 上下 犬山諸寺院 附り寺院之御朱印御證文
- C 卷之四 上下 犬山諸寺院并御朱印御證文等
- A B D 卷之五 堂舎廢寺盈寺 附り修驗醫師
- C 卷之五 堂舎并廢寺盈寺 附り修驗并醫師
- A B D 卷之六 地理 附り長吏共之事
- C 卷之六 犬山地理 附り長吏共之事
- A B D 卷之七 陌村 附り御高札文言
- C 卷之七 犬山陌村 附り御高札文言
- A D 卷之八 里人 附り御先代以来地子御免許之事
- B 卷之八 里人 附り御前代様より地子御免許之文言
- C 卷之八 里人并御先代より地子御免許之御證文
- A B D 卷之九 役事 附り御目見之者
- C 卷之九 役事并御目見
- A B D 卷之十 産物 附り妖怪
- C 卷之十 犬山産物 附り妖怪
- A 卷之十一 諸問屋 附り株之商売
- B D 卷之十一 拾遺

	A	B	C	D
は	4	6	5	4
者	4	6		9
ひ	1	1	3	2
ふ	3	2	1	4
へ	4	4	6	3
ま	1	1	1	1
む	1	1		
め				1
ゆ	1	1		1
ら				1
り	3	7	6	5
里	1	1	1	1
る	12	8	5	9
累	2	6	3	6
を	3	4	1	1
合計	一六七	一六七	一四二	一五四

	A	B	C	D
え	1		1	1
か	17	15	15	15
く				1
け	5	5	6	4
希	1	1	1	2
さ	2	2		2
し	2	2	2	2
す	9	6	10	6
春			1	
そ	1	1	1	
た	22	22	21	22
つ	2			
て	7	4	4	2
と	4	7		11
に	38	40	42	32
の	6	5	3	3
能	10	9	3	2
之				
農				1

四本が共通して記載している内容の表現において、平仮名の字母の差異について、目録を除いた序及び附言における現行の平仮名の字母以外の使用度数を一覧表にすると次のようになる。

二 仮名表記について

- C 卷之十一 犬山諸問屋并株之商賣 此一巻はいま多集録セ須後人の添給ふことを希々
- A 卷之十二 拾遺
- C 卷之十二 犬山里語記 拾遺

筆者が同一人物であり、対象とした文が短いこともあって、平仮名部分の字母の顕著な差異は認められない。強いて挙げれば、合計字数が一四二文字の名古屋博物館本（巻之二）がもつとも使用数が少なく、次いで旧市橋家本（巻之二）がこれに続き、肥田家本（巻之二）・成瀬家本(1)（序・目録）が一六七文字で一番多い。

現行平仮名の字母以外の字母を使用して表現することは、文章を装飾する為の手段とも考えられ、内容中心に纏め上げる段階においては斯様な手法を必要としない。このように考えるなら名古屋博物館本（巻之二）は四本の中で最初に書かれたものであるとも考えられる。そして旧市橋家本（巻之二）は、一般の人々に読んでもらう為に貸本¹³として書かれたものであるので、あまり人々が慣れない文字の使用を控え目にしたとも考えられる。

三 識者への呼びかけ

名古屋博物館本（巻之二）の序の前には次のような「口上書」が記されている。

「此卷尔載する産社祭文殿并鳥居・瑞籬・練塀・見切り・御輿舎内之瑞籬等之新造年月、鐘を妙感寺へ贈り遣し候年月、御籠之寄附人、御領之社建立 右之條々 小子 志らざるゆへ是をかきのこし侍る。此卷をよみ給ふ御方の知り給ふ事ハ筆を添へ給ふ事を伏て願ひ侍類」
肥田信易は、その父寧栄の書き残した文書や郷土の人々が口伝してきたものを書き留めることで、『犬山里語記』の執筆を始めたが、

より内容あるものにするために、草稿を身近な識者に読んでもらって協力を求めた。その識者の中には、針綱神社の神主であった堀有定¹⁴や『犬山視聞図会』の著者である長足庵甫磨などもいただろう。

肥田家本（巻之二）の「犬山と云事ハいつれの御代尔や、御城主寵愛之犬元旦尔生首を喰へ来る。こ、尔よるともいへり。予思ふ尔新葉集ハ文明以前な類遍し。御城主御代々といハ、文明以後の事なるへし。此説不詳」の箇所には「似堂留古文在。現宮川弥兵衛祖父彈平之代正月元旦、童の首を犬のく王えて来ル事有。其首今猶宮川家ニ在。行て尋へし。都而心付之儘志る須。是非を云尔あら須。老婆心のミ」との付箋がある。これは、こうした識者の誰かから与えられたものだろう。

また、名古屋博物館本（巻之二）では目録の巻の十一に「犬山諸問屋并株之商賣」と記載しながら、「此一巻ハいま多集録セ須後人の添給ふことを希々」と付記していることは、識者の協力を求めていることを示すと同時に、肥田信易が『犬山里語記』を執筆するに先がけて、全体の構成を目録の形でしたものと考えられる。

四 加筆の推移

肥田家本（巻之二）に朱筆で加筆されている「新葉集ハ弘化三年後醍醐天皇の皇子宗良親王撰せ給ひて……此御歌も親王のよみ給ふ事なる歟」が、名古屋博物館本（巻之二）では無記載であるけれど、成瀬家本(1)（序・目録）・旧市橋家本（巻之二）にはほぼ同文で

本分中に記載されている。

また、肥田家本（巻之二）に付箋されている「南北朝之節宗良一日宗尊親王尹良親王良王主此御三代領知し給ふこと可……瑞泉寺に其傳記なし」の文が、名古屋博物館本（巻之二）は無記載で、成瀬家本(1)（序・目録）には本分中にほぼ同文で、旧市橋家本（巻之二）はより詳細に記載している。

これらの事実から、肥田家本（巻之二）より後に成瀬家本(1)（序・目録）・旧市橋家本（巻之二）が成立していることがわかる。そして、肥田家本（巻之二）は著者の手元に置かれた原本的なものであったと考えられる。

五 記述の最終時期

巻之九において、歴代の犬山町奉行の名前を列挙している。その最終者を成瀬家本(1)・名古屋博物館本では「山本七郎兵衛・鉄平治跡重松治兵衛、文化十五より」と記しているが、旧市橋家本においてはそれより二代後の「治兵衛跡吉田伊左衛門、文政十一年より」まで記載している。従って旧市橋家本は成瀬家本(1)・名古屋博物館本より後に書かれたことが知られる。

旧市橋家本は巻之三の家譜で正住まで記載しており、一八二八年（文政一一）から十年後の一八三八年（天保九）に成瀬正住は相続しているから、これはその後の記載である。

すると、旧市橋家本の成立時期は著者である肥田信易が死去した

一八四〇年（天保一一）以前二年程の間ということになる。

六 自筆本の献本

名古屋博物館本の最後、巻の十の記述の後に次の記載がある。「予可かきあつむ類犬山里語記、いつし可御聞尔達して、か多し希類所乃全部十二巻を同九年いぬ乃春三月尔捧希奉る。ま多草稿十一巻あ李、これを官府尔納む。嗟々官府尔納累盤い登お保け奈きこと尔思飛侍れ登、元和の其む可し八里語尔ありつ多えて（後欠）」

これに拠ると『犬山里語記』のことが城内に知れて、一八二四年（文政七）の冬に献本の依頼を受けて、一八二六年（文政九）三月に全十二巻を犬山城主に献本した。また、草稿十一巻を尾張藩に献本している。

肥田家本（巻之二）・名古屋博物館本・旧市橋家本で、「御城主代々」・「御歴代」・「御先代」・「見る人」と記されているのが、成瀬家本(1)では「御城主代々様」・「御歴代様」・「御前代様」・「見給ふ人」と敬称が付けられたり、尊敬語が使われている。また成瀬家の家譜を成瀬家所蔵本(1)では掲載していない。このことから、成瀬家本(1)が、犬山城主成瀬家に所蔵されていたことと併せて、一八二六年（文政九）三月に依頼に応じて肥田信易が献本したものであると考えることができる。

（但し、全十二巻を献本したことになるのに、成瀬家本(1)は

卷之一が写本であり、卷之十一の拾遺迄しかない。しかし卷之一が写本であるのは何らかの事情で献本の後にすり替わった為であろう。そして「全十二卷」を「全十二冊」と解釈すれば、成瀬家本(1)は序・目録で一冊になっており、卷之四が上・下の二分冊にされ、卷之十・十一が一冊になり、他の卷は各々一冊になっているから全部で十二冊となって矛盾しない)

献本先については、今一人、堀有定が考えられる。

近藤秀胤写本の卷之二の最後尾に次の一文が記されている。

「前書本ハ當国犬山産神職赤堀象麻呂藤原朝臣秀雅藏本

嘉永武藏己酉年三月下旬写。當時犬山ニ久吾自書二通有由。

尾陽犬山城内近藤清九郎藤原阿曾美 秀胤写 (印) (印)」

近藤秀胤は、針綱神社の神主である赤堀秀雅所蔵本によって写本しており、肥田信易の自筆本が二組あったと云っている。

小島由松が一九〇一年(明治三四年)に写本した底本も赤堀家所蔵のものであった。

犬山の産社針綱神社の神主は(赤)堀家が世襲しており、肥田信易は既に神職を隠退していた堀有定から『犬山里語記』執筆の協力を受けていたばかりでなく、有定を尊敬していたから献本の可能性はさわめて高い。

このように見てみると、献本先は三ヶ所はあり、著者自身の手元に原本は当然あるのだから、自筆本は、貸本に出したものも入れて少なくとも五組はあったと考えられる。

七 写本について

小島由松写本は前述ごとく、一九〇一年(明治三四年)に赤堀家所蔵本を底本として写本している。

この卷之三の家譜には成瀬正住まで記載されているので、底本である赤堀家所蔵本は一八三八年(天保九)以降に成立していたと考えることができる。

肥田信易が死去したのは一八四〇年(天保一一)であるが、その六年後に近藤秀胤が林行忠に借用して卷之四を写本している。そしてその三年後に卷之一・二を前述したように赤堀家所蔵本を底本にし、卷之三・四(底本不記)も同年に写本している。次いでその五年後に卷之六・七、その翌年に卷之八から十一(底本不記)拾遺(底本赤堀家所蔵本)を写本している。

この卷之一の序の最後に、「信易」の署名と「信易之印」の印銘が写し書かれ、附言の最後には「百五齋徐風」の署名と「遊市」(この印銘は不明確)と「百五齋徐風」の印銘が写し書かれている。従って赤堀家所蔵本には斯様な署名・捺印があるだろう。

間宮宗好写本は、卷之一・二、卷之三・四、卷之五・六、卷之七・八、卷之九・十、拾遺(一・二・三・別録)の六分冊に纏められている。その五冊目、卷之十末尾に「此里語記十卷者乾山住信易大人之所撰也、予強懇望拝借而、文政四年辛巳晩夏既生粕吉辰、張北野俗佐々木分裔、間宮宗好浄寫」とある。すると、この写本は現在に

において判明している写本の中で最も早い時期のものである。そして文面から底本としたのは著者から直接に借り出したものと考えられる。

なお、間宮宗好写本の拾遺は巻之十を写本した五年後の一八二六年（文政九）である。

「附言」の「御城を白帝城と詩作る人など書侍るもの見へ多り、何故尔此名ある哉……」の一文は、自筆本の中では名古屋博物館本のみであり、写本では間宮宗好写本と国会図書館所蔵写本に同文がある。

尾関孝太郎写本は序・附言・目録のみの一冊で、一八四七年（弘化四）三月に写本された。この底本は不記載であるが、目録の所に「巻之十一諸問屋株之商賣、巻之十二拾遺、右貳冊はいま多書集不申候」の付箋があるから、尾関孝太郎はこの年迄に巻之一から巻之十までを写本していた可能性がある。

成瀬家所蔵写本(1)（巻之二）および成瀬家所蔵写本(2)（巻之一、巻之十一・拾遺）は写本者名・写本時期・底本の記載がない。

国会図書館所蔵写本は巻之一の目録に、「巻之十一犬山諸問屋并株之商賣、巻之十二犬山里語記拾遺」まで記されているが、現物は巻之一から巻之十迄しかない。そして写本者名・写本時期の記載はないが、この写本の内容から、名古屋博物館本を底本にしていると考えられる。

大島家所蔵写本は、巻之二・三・四上・四下・五・六・七・九・十・十一・拾遺（前編・後編）である。写本者名・写本の時期・底

本の記載はない。

西尾市岩瀬文庫所蔵写本は巻之一・三が欠本であるが、巻之二・四・十一・拾遺前編・拾遺後編がある。写本者名・写本の時期・底本の記載はないが、表紙の裏には「延齡堂」「犬山生田」或いは「延齡茶」の朱印が押されている。

奥村定写本は巻之一、巻之十一・拾遺前編・後編を、巻之一、巻之三、巻之四、巻之七、巻之八・九、巻之十、拾遺後編の四分冊に纏められている。これは一九一〇（明治四三）に名古屋市史編纂の為に、近藤秀胤写本を底本にして写本したものである。

名古屋市立東図書館（蓬左文庫）所蔵写本は、抜粋本であり「市立名古屋図書館本ニヨリ昭和五年二月十日校合」されたものである。謄写版刷本は一九三五年（昭和一〇）に、犬山尋常小学校（現在犬山北小学校）の教師達によって写本されたもので、底本は記載されていない。

おわりに

肥田信易は『犬山里語記』を執筆するに先がけて、全体の構成を目録の形で組み立てた。そして、父の遺した文書や産社針綱神社の前神主堀有定が書き写していた書類を読み、草稿を書き上げた。

これが肥田家本（巻之二）ではなからうか。

そして内容をより高めるために、その草稿の写しを作って（これが名古屋博物館本かも知れない）身近な識者に回覧させて草稿の

批判と新たな知識の教えを求めた。

その後加筆・訂正して一八二一年（文政四）までには、一応、卷之十までの原本らしきものは成立していたと考えられる。

『犬山里語記』のことが城内に知れて献本の依頼を受けたので、拾遺を加えて、一八二六年（文政九）に城主に献本した。これが成瀬家本(1)であろう。そして尾張藩へ献本したのは名古屋博物館本ではなからうか。

献本後も、「問屋・株」・「拾遺」等に加筆されて内容が整えられた。

旧市橋家本は一八三八年（天保九）から一八四〇年（天保一一）

の間に成立し、未だ所在が確認されていない自筆本だと考えられる。「赤堀家所蔵本」もこの時期に成立している。

「赤堀家所蔵本」は、肥田家に卷之一以外の遺稿が残されていないので、著者が最終的に筆を執った完成本だとみることができよう。

今後、この「赤堀家所蔵本」が出現することを期待したい。

本稿作成にあたり、榴社会員河井和彦氏に印銘解読の御協力を頂いたことを記し、ここに深く感謝します。

注

(1) 印銘は「岡田信易」。

岡田平右衛門臻の長男であった信易は、妻益に幼女を遺して先立たれたので、一八〇二、三年（享和二、三）頃に肥田すゑと再婚して肥田家へ入籍した。（拙稿『犬山里語記』について——肥田信易とその周辺——『中日本自動車短期大学論叢第五号所収』）。

(2) 印銘は「信易之印」。

(3) 印銘は「信易一字徐風號久吾」。

(4) この横線下のAは朱筆で加筆されたもの。

(5) 印銘は「遊市」か？

(6) 印銘は「徐風」。

(7) 印銘は判読できない。

(8) 印銘は「一字徐風」。

(9) 印銘は「信易」。

(10) 印銘は「一字徐風」。

(11) 印銘は判読できない。

(12) 印銘は「一字徐風」。

(13) 貸本元の刻印かどうか分からないが、第一冊目の序の前に「孝」「至徳要道」「おはり犬山 書林」等の刻銘の木版が押されている。

貸本に出されたので読者に落書きされた冊子（卷之四・拾遺二・拾遺三）がある。いずれも巻末の空白に書かれているが、絵入りで筆跡は三者三様である。

拾遺二の落書きは、筆・硯・用紙が置かれた座り机に向う人物に、

羽織をまとった人物が対座した絵が書かれ、

先生「犬山里語ハ第一寺社・城主・山川・古事・怪事、又ハ軍功・身立町人ニ至ルマテ不殘犬山之由来書頭者也。貴公も代々富貴で目出たいがちつと名を人ニ知らすがよい」

小島弥五右衛門「私儀、金子之事ハ不自由は無けれ共、中ニハ悪口申候者が御座り升れハ私の威光を人ニ知らせ申とう御座り升」

(先生)「承知く、金三両式分當座書ちん。又、人々知り多る時ハ礼沢山くれられ」

(小島)「礼金三両差上升。頼申上升」

の会話が書かれている。

- (14) 小島由松写本の卷之二(拙稿「校訂『犬山里語記』(卷の二)」) 日本自動車短期大学論叢第六号所収)によると、赤堀家は寛文年間(盛定の代に堀と改姓し、盛信、輝信、輝栄(後に有定に改名)と継承して、有定の子、在誠の代に再び赤堀の姓に改めた。

- (15) 前掲「『犬山里語記』について——肥田信易とその周辺——」 中日本自動車短期大学論叢第五号所収。

- (16) この写本の最後に、次のように書かれている。

「此犬山里語記整當所中本町梅鉢屋久吾乃作也。往古与り聞傳見知りたる事を細尔書志流し侍りたり。後世人の為なり。古今玆ら數名譽の人とあら免。かん春流毛のなり。こた飛赤堀播磨守所持の由、木野村日比野孫右衛門より借り、子孫永統の為尔写置毛の也。

追言 梅鉢屋肥田半三郎氏休息之際求之。明治三拾有四年辛丑仲春美濃国加茂郡坂祝村大字勝山木野 小島由松倭書」

「赤堀播磨守所持の由、木野村日比野孫右衛門より借り」の表現の解釈であるが、赤堀が所持していたのを日比野に借りてもらったの

意味にとった。

- (17) 旧市橋家本の拾遺で「前神主大隅守有定ハ希代名譽の人也」云々と誉めたたえている。

- (18) 拙稿「校訂『犬山里語記』(卷の三)」 中日本自動車短期大学論叢第十号所収。